

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

レセプトデータ自動点検業務等のオンライン化について

(保健福祉局)

神保高国第2739号
平成27年12月15日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

レセプト内容点検対象の自動抽出業務等のオンライン化について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

レセプト内容点検対象の自動抽出業務等のオンライン化について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【被保険者情報】

氏名
性別
生年月日
保険者番号
被保険者証番号
本人家族区分
資格取得年月日
資格喪失年月日
郵便番号
住所
加入前の健康保険者情報

【レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名
◎診療科
国保連レセプト番号
レセプト全国共通キー
氏名
性別
生年月日
保険者番号
被保険者証の記号・番号
公費負担者番号・公費受給者番号
給付割合
所得区分
診療開始日
診療年月
調剤年月
診療実日数
入院年月日

退院年月日

処方月日

◎病棟区分（精神、結核、療養。）

決定点数

公費負担点数・金額

調剤料点数

薬剤料点数

本人負担金額

入院時食事回数

入院時食事療養決定金額

転帰区分（治癒・死亡・転医・中止。）

◎傷病名、主傷病名

◎治療した部位等（頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上、記録は任意。）

◎医学的処置の内容（透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上、記録は任意。）

◎診療行為・医薬品・特定器材（点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ、薬剤の剤形・用法。）

【作成除外対象者情報】

氏名

性別

生年月日

保険者番号

被保険者証番号

氏名補記情報

住所外字情報

【レセプトの自動点検処理】

レセプト点検結果の登録情報

【特定健診受診者情報】

- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 被保険者名（カナ、漢字）
- ・ 通称名（カナ、漢字）
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 行政区コード
- ・ データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・ 健診機関コード
- ・ 実施区分
- ・ 実施年月日
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 受診券整理番号
- ◎ 健診結果（身長、体重、腹囲、血圧等）
- ◎ 問診結果（服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等）
- ◎ メタボリックシンドローム判定
- ◎ 保健指導レベル（階層化）
- ◎ 医師の判定
 - ・ 医師の氏名
 - ・ データ管理番号

レセプト内容点検対象の自動抽出業務等のオンライン化について

1. 趣旨・概要

本市国民健康保険は、高齢化率が高く、一人あたり医療費も全国平均より高くなっていることから被保険者の健康増進による医療費の適正化推進を進めている。

そのため、レセプトデータと特定健診データを活用した医療費の適正化対策を実施しており、平成 25 年度より①ジェネリック医薬品差額通知書の送付、平成 26 年度からは②レセプト内容点検対象の自動抽出、③被保険者の健康保持に必要な保健事業のための医療費分析を行っている。

これらを行うにあたり、レセプトデータ、特定健診データ、被保険者情報、作成除外対象者データを電子記録媒体で委託業者に渡しているが、持ち帰る経路で紛失するリスクや端末にデータを保持していることによる機器管理面でのリスクが常にあった。また、作業面でも蓄積データが大きくなり、処理に時間がかかることなどの問題があった。

今後は、委託業者との間を VPN 専用回線で結びオンライン化を図ることにより、個人情報漏洩のリスクを軽減するとともに、作業効率の向上を図るものである。

2. 効果

保健福祉局国保年金医療課と委託業者間において、レセプトデータ、特定健診データ、被保険者情報、作成除外対象者データのオンライン化を図ることにより、次の効果が期待される。

(1) セキュリティの向上

- ・ 電子記録媒体運搬時におけるデータの紛失等による個人情報漏洩のリスクが無くなる。
- ・ 各端末でデータを保持せず、厳重に管理されたデータセンタでデータを保管するため、セキュリティが向上する。

(2) 業務の効率化

- ・ データを端末で保持しないため、データ処理速度が向上する。

3. 実施計画

平成 27 年 12 月	ネットワーク構築、機器設定
平成 28 年 1 月	専用回線によるデータ送付事務開始

4. 処理件数 (平成 26 年度末)

レセプト処理件数	約 600 万件/年
神戸市国民健康被保険者	約 38 万人

特定健診受診者数

約8万人/年

5. 個人情報の保護

(1) システム上の保護

- ① 端末の操作にあたっては、ユーザーID・パスワードの設定を行い、端末の操作を関係職員、及び委託先従事者に限定する。
- ② 国保レセプト管理システムから管理端末へのデータ移し替えや医療費分析資料の取出し時に使用する外部記録媒体は許可された媒体のみ許可された端末だけで認証可能なように制限する。
- ③ 個人情報に係るデータは端末機に保存せずデータセンタにて厳重に管理する。
- ④ 端末とサーバは、専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセスを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 委託業者のデータセンタにおいて個人情報に係るデータを一括管理するサーバを設置している保管施設への入退室は、委託先従事者に限定するとともに、入退室の状況を管理する。
- ② パスワードを定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ データの取り扱いは関係職員及び委託先従事者のみに限定する。
- ④ 個人情報の適切な扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適切な管理を行う。
- ⑤ データの委託にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「個人情報保護条例」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務づける。